

第二十八回国会

文教委員会議録第十号

昭和三十三年三月十四日(金曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 稻葉 修君 理事 高村 坂彦君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

理事 牛 丸夫君 清瀬 一郎君

理事 杉浦 武雄君 千葉 三郎君

理事 渡海 元三郎君 並木 芳雄君

理事 牧野 良三君 山口 好一君

理事 小牧 次生君 櫻井 奎夫君

理事 高津 正道君 野原 覺君

理事 平田 ヒデ君

出席府務大臣 松永 東君

出席政府委員 小山 長規君

防衛政務次官 門叶 宗雄君

防衛庁参事官(長官官房長) 白井 莊一君

文部政務次官 齋藤 正君

文部事務官(大臣官房総務参事官) 緒方 信一君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(社) 小林 行雄君

文部事務官(管理局長) 尾村 偉久君

厚生技官(公衆衛生局長) 尾村 偉久君

保健衛生部長 尾村 偉久君

委員外の出席者 専門員 石井 岳君

三月十三日

委員池田禎治君辞任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の指名で

委員に選任された。同日委員馬場元治君辞任につき、その補欠として井原岸高君が議長の指名で委員に選任された。

三月十三日 公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第一号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号) 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号) アジア競技大会及び教育環境に関する件

○山下委員長 これより会議を開きます。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がございますからこれを許します。佐藤次郎君。

○佐藤(観)委員 緒方局長に質問しますが、久留米の工業短期大学の設備を視察されたことがありますか。

○緒方政府委員 ございます。

○佐藤(観)委員 長年のいきさつがありまして、福岡の大学の付属になったような形でありまして、私たちが二度

ほど小牧委員と一緒に現場を見てきたのでありますが、せっかく設備も整っておりまして、地元も要求もあって今度この法案が出たわけです。できる限りわれわれも従来のいきさつ上完全を期したいと思っております。ただ短期大学という形でこれが標準になると困るといふ意見もあるので、将来大学にするのか、あるいは現在の設備を捨てるのか、あるいは現在ある設備を捨てるのか、御意思なのか、その点を一つ局長からお伺いしたいと思います。

○緒方政府委員 御指摘のように久留米には以前工業専門学校がございまして、その校舎なり設備なりが残っております。これは一時九州大学の分校として使用いたしましたけれども、現在は使われなくなって残っております。一面またあの地方におきましては工業教育の学校が高等学校としてもないような状況でございます。最近工業技術者、特に中堅技術者の養成について要望のあるときでございますから、残存いたしておきますこの施設を活用いたしまして、二年制の工業短期大学を設置いたそうというのがこのたびの計画でございます。で、ここに国立学校設置法の中に提案をいたしておりますのは、今申しましたように二年制の短期大学でございます。これによりまして、その限度における中級技術者を養成していきたいという計画でございます。

○佐藤(観)委員 工業技術者の養成、科学教育の振興などにつきまして、今後いろいろ問題が起きると思いが、もう一点短期大学の問題も今度いろいろ問題になっておりましたが、世上いろんな議論があるわけですが、そういう点がまぎらわしくないように今度の短期大学について処理をされるのかどうか、その一点だけお伺いいたします。

○緒方政府委員 短期大学の問題につきましては、いろいろ議論のあることは御承知の通りでございます。その内容の改善につきましては、今後制度的に検討したい、できればその改善のための法律の改正等をはかりたいと考えておりますけれども、これはただいま制度の問題として別個に検討中でございます。この国立学校設置法に掲げてありますこの学校の設置は、あくまでも現在の短期大学制度のもとにおきまして、二年制の短期大学でございます。御度は別の問題として検討いたしておる次第でございます。

○小牧委員 関連して一点お伺いいたします。御承知の通り久留米の大学の跡には生産科学研究所というのがあります。おそろくまだあると思っておりますが、そこにたくさんの方々がいらっしゃるわけでありまして、こういう方々は今回の工業短期大学の場合にどういうふうになるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○緒方政府委員 生産科学研究所は、九州大学の付属研究所でございます。一部は福岡にあります。一部は久留米のあの施設を利用して研究に従事いたしております。この研究所の教官の問題でございますけれども、これは、研究所はそのまま存置いたしますから、研究所の教官として今後も研究に従事していただく、かようなことに相ならうかと存じます。この短期大学の設置とは別個の問題として考えております。

○佐藤(観)委員 もう一点。あの設備をそのままにして使うのか、それとも新しい構想でやられるのか、その点だけをお聞きしたい。

○緒方政府委員 今でございます設備は十分活用いたしますけれども、なお新しい教育の内容をこれに盛っていかねければなりませんので、新しい設備等につきましても、今後十分充実にいたしていきたいと思っております。

○山下委員長 他に御質疑の方はございませんか。なければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたことといたします。

これより討論に入ります。別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決いたしました。なお、お諮りいたします。ただいま

を要求して参つたのであります。しかしこれだけの内容ではわれわれの方で判断が不可能でございますので、今言いましたようなもつと詳細な事情をこちらに報告するようにという通知を出したわけでございます。

なおその際、今の御質問の第二点でございますが、これはもちろん法令の根拠があるのでございます。昨年の旅館業法の改正の大きな二点のうち重要な一点でございます。今のような百メートル以内で真にいろいろな条件がありまして、それぞれの手続を経ますので、市長がそれらの根拠で不許可を適当とすれば、それは法律に基づきまして不許可をしたことになるのでございます。法令によつてそういうような場合にできないというようなことは根本的に違つておるわけでございます。こちらへの問い合わせも当然法律に該当するかどうかということがその内容でございます。市当局でございながら、その担当の者が言へば、誤まつておるわけでありまして、これはわれわれがそういう間違いを正すように十分指導しなければならぬと存じます。

それから今言いましたように、不許可にし得る回答がなかつたということでございますが、先ほどから言いますように、われわれの方が許可、不許可を批判する材料に不足であるという点で、その内容の事項まで調査して相談すれば批判をする、かような詳細な通知を出したわけでございます。しかもその中でも、今の問い合わせの中の施設設備がさきえることができないというようなことであります。これは最初から法令違反になるわけでございます。

す。百メートル以内の旅館は法律に基づいて客室をのぞかれるとか、あるいはダンス・ホール等が学校からのぞかれるような、要するに見通されるようなことはいかぬので、必ずそれに対する設備をしなければ許可ができませんということになっております。こういうふうなところについておられるならば、教育委員会、あるいは府県知事に相談するまでもなく、これは法令の条件に適合しておらぬということ、最初から不許可になるわけでありまして、さような意味も含めまして実は通知がたがた指導をまけて出したわけでございます。

○野原委員 私がこの種の問題をくどくお伺いいたしますのは、これは単に神戸の湊川幼稚園に起つた問題だけにとどまらないで、実は全国的に、これに対する営業許可がどのようになされるかということが一つのケースとなつておるのであります。ただいま部長の御答弁をお聞きいたしまして若干不満に思つたのは、図面まで来ておる。それは一月十四日ということである。きょうからちょうど二カ月前であります。その図面は、これはごらんいただけばわかるように、板壁一つ隔てておるわけです。そして問題は、昨年の七月の十四日ごろからこの問題が起つておるということでありまして、正確な日にちは記録によつて申し上げたいと思つて、七月十四日を訂正いたしました。七月五日、県、市当局に陳情を出してから問題が起つておる。ところが、神戸市の方はどうもたまたまいたしまして、厚生省に問い合わせたのが一月十四日である。それからあなたの方は的確な御指導ができなかったということ

あります。これはどういふわけですか。若干了解に苦しむのであります。結局長官で的確な御指導をしないことをたてに、厚生省だつて不許可にするような回答をよこさぬじゃないか、こう高飛車に市が学校当局に対して当つておる。なおまたこういうことも言つておるのであります。もしこの営業を不許可にしたならば、職業の自由という憲法違反に問われるのだ、こういうことを言つておる。これはとんでもないことであります。私はくどくは申し上げませんが、職業自由ということになるほど憲法に書かれております。しかしながらこれは公共の安寧秩序、並びに法令が特別に規定すれば、これはいかんともしたいことになるのじゃないか。全国にこのような問題があつたとき、不許可になつた例はないのだと、また高飛車に出てる。そこでどう考へても学校もそれからPTAも承服ができませんので、実は神戸ではここ半年來騒がれて、一月十四日にはあなたの方に正式に市からもそういう陳情が来ておるのに、いささか指導に手ぬかりはないか。単に文書を流して、わからぬからといつてほつておくことは、いささかいかげなものと実は考へるのです。図面まで来ておるのだし、だからもつと積極的に、たとえば県に問い合わせをして、県の総務部の教育課、県知事は一体どういふ回答を出したかということ、あなたの方からとるなりして、断を下してやらないと、ますます混乱に混乱を重ねてくるのです。この点に對して私はいささか厚生省の今日までとつてきたことに對して不満に思つておりますが、この点に對する御所見

を重ねてお伺いしたいと思つております。

な御立ちましたついでに申し上げますが、御所見を伺いますとともに、この種のものについては、御調査をしなければならぬという御答弁にならうかと思つておる。私が申し上げました事実に関する限り、営業の許可をすべきではない、こう考えますが、いかがでありますか、お尋ねします。

○尾村政府委員 確かに一月二十四日から今までわれわれの方にまだ回答が参りません。二月の六日、私どもの方から先ほど申し上げました問い合わせを公文で出したのでございますが、この点で若干放置——来ないならば督促すべきであつたと存じますが、実は今野原先生からいろいろ詳細に伺つて、非常に事態が現地でも扱いに困つておる、程度のひとつがわかつたわけでございます。先ほど申し上げましたように、今まで通知の上ではあつた簡単なものでございます。それから衛生部長会議を二月の上旬にいたしましたときに、市の衛生局長も参りまして若干話を聞きましたが、あまり今のような程度の詳しいことをわれわれ聞くことができませんので、各県から来ましてわれわれが指導しておるいろいろな複雑なものも比べて、非常に簡単な程度の報告であつたものでございまして、若干そこに手ぬかりがあつたわけでございますが、ただ全般といたしましては、先ほど申し上げましたように、もうすでにこの七カ月間に二百十六件のこういう教育委員会との問題がございまして、不許可の例もございまして、委員会に諮つて、その回答も不許可であり、従つてそれを判断

いたしました。府県知事あるいは指定市長が不許可にした例も、次々と出ておられます。従つて、不許可の例を作らぬような指導方針は一切いたしておりません。やはり一つ一つのケースが著しく教育環境を害するということになれば、これはもう当然秩序の保持のために法令ができておるわけでございます。従つて、これに基づいてとらえ、不許可は一向差しかえぬ。ただあまりにいかげんな調査で、こういうふうな制限を加えておる法令に確かに該当するかどうかともいいかげんな根拠によつて、ただ抽象的にこれを実行するということでは、これは法の權威にも関することでございます。十分資料調査は行われる、その上でこれを実行していく、こういうことでございます。従つて、今も先生から伺いましたようなことであります。これは非常に重要なことは、一つはアパートとして建築許可を得ておるということのようでございますが、これには一つの詐欺行為のものになるかどうかわかりませんが、官庁に對して最初から今のようなお話で、キャバレー類の旅館ということを考えておりながら、許可だけはアパートで申請してとつたということになります。従つて前からの問題でございまして、自身も非常にどうか、建築許可上の問題もこれも一つあるわけでございます。従つてしてそれらのやり方も、もちろん許可、不許可の指定都市の判断にも一つの問題があるわけでございます。さよな意味でございますから、われわれといたしましては、これは法の趣旨に基づきまして、当然厳正に実行するということもしております。現在までも大体

そのつもりでやってきたつもりでございますので、今わかりましたから、神戸市については特にわれわれの方から積極的に連絡いたしました、ことに原備である程度すでに例を持っておるはずでございますから、これは他の市町村に対して原にも連絡をいたしまして、善処したい、かように存じます。

○野原委員 ぜひ一つの確かな、間違いない御指導をお願いしたいのであります。

そこで、今私も御答弁をお伺いして非常に意外に思っておりますが、神戸市が関係者に対して、そのような不許可になった先例はないのだ、こう言われておるようでありますけれども、今部長の話を伺いますと、そういうことではない、不許可になった例はあるということでありませう。

それから建築許可の問題でございますが、これは私が今後出てくるケースとして考えられることは、最初は無難な旅館あるいはアパート、こういうようなもので建築許可をとっておいて、あとで用途変更というように、また新たな願いを出して、建物は建ったという既成事実を利用して、この種のものが学校周辺に出てくる、こういう脱法的な行為が考えられないではないのであります。このやり方では来ておる。これはやはり問題でありますから、この点についても十分御配慮が願いたいのであります。

題になってきたか。またこの建築許可はおきていないようでありませうが、この育友会が問題にしたのは、この近くの湊川幼稚園の方のホテル田園、これが問題になって、ついに既成事実を押しつけられようとしておる。そこでもうこれは建築許可のおりるときに問題にしなければ、建物が建たらもういかんともできない。私は現地を見ましたが、下山手小学校というのは、神戸の山手、兵庫の県庁に近いところにごさいます、皆さんも御承知のように住宅地でありませう。神戸では最も高層な官庁街になっておるのであります。旅館はこの近所には一軒もないのであります。ああいうところに旅館を建てて商売が成り立つわけがない。ところがあそこにはホテル花隈を建てるといふねらいは、三ノ宮の波止場から自動車に乗ればわずか五分、歩ましてもきわめて近いところでございますから、外圍船でやってきました水兵あるいは船員、そういうものを目当てにした建築を突は考えておるのであります。そこでまた建築許可がおりるんじゃないか、おりたらホテル田園の二の舞、湊川幼稚園の二の舞がくるというので、下山手小学校では、この種の建築許可をするならば、実は訴訟も辞さないというので、この育友会長は弁護士をされておるのでございませうが、非常な憤激しておるのであります。この点についても、やはり問題が起つてから指導するというのでなしに、この建築許可を持つ許可権者に中央の官庁としては事前に十分な指導をなさなければならぬ、このように考えますが、これに対する御所見を承わっておきたいと思ひます。

○尾村政府委員 ただいまの下山手小学校の問題も、これは通知を受けましたので、さっそく連絡をいたしました。建築許可前の問題、まだ営業許可の問題にまでなっておらぬわけでございますが、いくつ今度営業許可の問題が出れば、われわれの方もそれからですと非常にむずかしい問題になるわけでございますので、事前に連絡をいたしまして、衛生当局の所管のものでございませうが、同じ県知事なりあるいは市長の下にこの許可権があるわけでございますから、事前に、建築願に対するときからこれを善処するようにとのことだけをとりあえず連絡いたしておきます。大体それに対しては異なるので、極力さような趣旨で指導する、連絡をするということでございますが、一昨日までさような状況でございます。

○野原委員 私はこの種の質問についてはこれで終りたいと思ひますが、私が聞きましてところによると、この二月の下旬に、一月の下旬でございますが、下山手小学校の育友会と湊川幼稚園の代表が神戸市に参りまして、三月の五、六、七日に十分一話し合いをしようではないか、こういう申し入れをしたのであります。そこで私も現地に参りましたときに、幼稚園の者に注意をしておたのですが、何せ二千万円という金を使って建てた建物のことでございますから、これを撤去しろといつてもこれは事実上できはしない。従つて純粋な旅館、アパート、当初願を出したアパートということであるならば、文句を言うべきではないんじゃないかというのを私も現地で申しましたところ、そういうことであ

ば私どもは決して文句を言わない、そういういかわしい建物になるということだけを心配しておるということであつたのであります。そこでそういう考え方で市と十分話し合いをしなさい、そうすれば建物を建てられた方も損害がいかにぬでも済むじゃないかというので、三月の五、六、七日に神戸市の衛生局とも話し合いをする、こういうことに約束をしておりましたところ、いかなる理由があるのか、その話し合いは無期延期だということをお聞きして、非常に憤激をしておる。私はどう考えても、この種のこととどうも神戸市においては確かな措置がとられていない。悪くするならば、だれかそこに力のある者が背後におつて、市に圧力をかけておるのではないかと、実は疑わなければならぬような事態にきておるわけでありませう。どうか一つこれらのことも十分お考えの上で、やはり国会が作りました法律、旅館業法の一部改正がなされたその改正の趣旨に立ちまして、この種のものに対しては断固たる英断を下されるように私は切望してやまぬのであります。重ねて御所見を承わりたいと思ひます。

○尾村政府委員 ただいまの点は御趣旨の通りでございます。われわれもいたしまして昨年この法の改正をいたしましたわけでございますから、これに従つて正確にこれを実施するようにいたしたいと思ひます。なお今せっかくいろいろなごめんとせんによりまして、三月の上旬にはかの旅館のように清純な形で運営するというので話し合ひのできることを地元の方で期待するくらいにあらせんで来たにかかわらず、

す、市の方でさようなことまで無期延期にして問題を複雑にし不適當に——ほんとう言えお話の通りでございます。もうできたものをそのまま焼き捨てるかあるいはよそへ移転するとかいうことは、いろいろな困難性もやはり別の意味で出ましようが、あくまでもそれが教育を害さないように設備を改善いたしました。現在お話のような設備を撤去いたしました、まじめにやれば、やはりこれは神戸市内でありませうから、旅館として成り立たないことではないと思ひますので、その機会を逸したことはわれわれも非常に遺憾に思ひます。この点を連絡いたしました、さような線で早くまじめに解決するようには指導いたしたいと思ひます。

○山下委員 次に文教行政について高村坂彦君より質疑の通告がありますから、これを許します。高村君。

○高村委員 実はけさほどラジオ放送で大阪市の生田区の某中学校の卒業式に不穩の状況があつた、こういうことで学校当局から警察官の出張を要請したということを開いたものであります。またどういったことに対して詳細な報告等は文部省の方で得ておられないかもしれませんが、私は、最近の教育界にそうしたわれわれの想像のできないようなことがいろいろ起つておる。これに対して文部省はどういうふうにごさいますか。この情勢につきましても至急に一つ実態を明らかにしてこちらの方に御報告をお願いしたいと思ひますが、これらの点につきまして文部当局の御所見を伺つてみたいと思ひます。

○白井政府委員 ただいま高村委員の言われた大阪市における卒業式の際の

不穏な問題というようなことは、また私どもの方では承知いたしておりました。しかしもしそういうようなことがあれば教育上まことに重大な問題でございまして、さつそく十分調査をいたしまして対処いたしたいと考えております。なお最近とかくいわゆる暴力教室というような言葉があるように、生徒間において教師に対して反抗的な態度をとる。中には徒党を組んで反抗するとか、さらにまた卒業の間際、卒業した途端に、もう自分は生徒でないということ、日ごろ反感を持っている教師に対して暴力的な行為に出るというようなことをたまたま聞くのであります。これらにつきましましてはまことに遺憾なことでございまして、文部省といたしましても、やはり教育の目的が社会人としてりつぱな平和的な生活のできるような人格を作るということが教育の大きな目標でございまして、そういうことのないようにいたしたいと考えております。目下教育課程審議会におきまして道徳教育を特設時間を設けていたしたいというのもその現われでございまして、こういうことはひとり学校ばかりでは目的を達せられませんが、社会の環境をよくして社会教育の効果が十分上るようになさなくてはなりませんし、家庭教育についても十分意を用いていかなければならぬところがあると存じます。これらの点につきましては、PTA、婦人団体、教育団体等を通じて、できるだけそういう方向に持っていくように指導助言をいたしている次第であります。

○高村委員 まだ情報も入っておられないから、具体的な問題について対策その他の御指導等のことをお聞きするとは無理でございまして、他日に譲りますが、私はどうも最近教育の現場の秩序が乱れてきていると思う。今お話もございまして、どういふところに根因があるかについては、文部省として十分に検討され、有効な対策を立てていただきたいと存じます。この点につきましましてはまた機会を得て御質問申し上げることがあると思っておりますが、この大阪市の問題につきましては、なまきまして、当委員会に御報告をお願いいたしたいと存じます。

○山下委員長 この際政府委員の出席の都合で、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がございましてからこれを許します。高村坂彦君。

○高村委員 日本育英会法の今回の一部改正の内容は、新たな進学保障制度ということになっておられます。高等学校に入る者で特に優秀な素質、能力を有し、また経済的理由によって著しく就学困難な者に対して国が助成をしようという内容のようであります。私にはまことに時宜に合った内容と存じますが、これに関連いたしまして、育英会法に基くこれまでの貸付等について、若干のお尋ねをいたしたいと存じます。

まず第一は育英会で貸付をいたしておられます今日までの総額をお示しをいただきたいと思います。それから、その貸付に基きまして本年度に償還せらるべき金額、そのうち大体どのくらい延滞納があるか、そういう数字がおわかりでございまして、お示しをいたしたい。時間の都合でまとも御質問申し上げませんが、第三番目は、現在の育英会法に基きまして貸付の希望を申し込んでおられる額に対して一体どのくらいの程度に償還しているかということがおわかりでございまして、これも明らかになりました。第四番目に、今三千万ほど出すことになっております。将来この制度がだんだん実施され参りました際に、大学に入った場合にはこれをどう扱おうとしておられるか。大学の段階においては三千万を幾らにするという構想を持っておられるか、この点も明らかになりました。第五番目は、さようにいたしました。高等専門学校並びに大学の貸付は大体七年で一応その総額がきまると思いますが、その最終の七年たつたときの予算はどのくらいを要することに相なるか、これらの点につきましましてお示しをいただきたいと思います。

○井井政府委員 三番目までの問題につきましましては、計数に関するところでございまして、損当の者からお答え申し上げます。

四番目の、このたび新たに設けました奨学予約金制度——高等学校の従来は千円のほかに別ワタとして今度三千万の予約制度を設ける分でございますが、大学においては一体幾らくらい支給するか、これは予算との関係大蔵省との関係もございまして、文部省としては現在二千万から三千万までの分の別ワタに大体八千円くらいを貸与するようになっています。八千円になりますと、四年年になりまして非常に高額になりますので、その場合には、大部分

は給付にしてその一部を返済させることにいたしましたと考えております。予算につきましましては総額で大体二十五億くらいに考えております。従来の方が総額で約四十四億くらいになっておりますが、現在の五千人分が順繰りに七年参りますと、ただいま申し上げたように二十五億になることが予想される、かように考えておる次第であります。

○薩方政府委員 今の第一点の貸付総額でございまして、昭和十八年以來三十二年度までの貸付額を合計いたしました二百八十七億五千万円と相なります。

それから第二は、そのうち要返還額でございまして、これは御承知のように学校を卒業いたしました二十年間に返還することになっておりますので、まだ返還期限のきていないものがないわけです。従いまして的確にこれをつかむことはまだできない段階でございまして、それからもう一つは卒業してからでございます。貸付を受けても学校に在学中は返還の猶予を受けております。そういう猶予を受けているものあるいは一部免除の規定がございまして、免除を受けているものもございまして、それらを差し引きまして、現在三十二年度で返還額として計算されましますものが百四十八億八千九百万円、こういうことになります。

それからもう一つの問題といたしましては延滞額でございますが、これは貸付を受けた者が学校を卒業しました、年賦か半年賦等で返す契約をするわけであります。従いまして各人に参りまして、最高二十年間でございまして、返済計画は返す参りま

す。それで各年度ごとの返還をしなければならぬ金額を計算いたしますと、かりに三十一年度をとって見ますと、当該年度で返すべき年賦金としましては五億八千七百万という計算になります。ところがこれがそのまま返還はなかなかむずかしいのでございまして、概括的に申し上げますと、返還の当該年度から五年間たちますと大体八〇%までは返つておる。二〇%が五年間過ぎましたあともな延滞金として残つておるといふ状況であります。三十一年度で申しますと、今申しましたように当該年度の年賦金としては五億八千七百万、延滞年賦金として四億九千七百万となります。従いまして三十一年度で返還すべき総額は十億八千四百百万、こういうことになっております。そして三十一年度で返還いたしました額が三億一千二百万でございまして、今申しました意味の要返還額に對しましての収納額の割合は二八・八%、そういうことになっております。

これから最後のお尋ねの申請に對してどれくらい要額を満たしているかという問題であります。三十一年度に例をとって見ますと、申請者総数に對しまして三十一年度に新規に採用しましたパーセンテージは平均三一%、人数で申しますと二十八万九千人が志願をしまして九万一千人が採用になっておる、こういう計算になっております。

○高村委員 今お話を承わって感じましたことは、三十一年度の返還年賦の総額が約十億ある、それで返還されたのは大体その二八%ばかりだということお話をございまして、そういうことになると延滞がだんだん累積していつて日

本育英会というものの経緯といえますか。そういふものが困難になるのではなからうかというふうにも私は考えますが、一体延滞の傾向というものは改善されつつあるのか、あるいは悪化しつつあるのか、その辺の事情をおわかりでございますましたらお示しをいただきたいと存じます。

○**緒方政府委員** これは返還を促進しますために相当事務費を要します。だんだん貸付人員が多くなつて参りますし、そしてだんだんそれが卒業して返還の義務を負つて参りますから、要返還者の数もだんだんふえて参ります。これを一々追及しまして返還を促進しますことにつきましては、相当な事務的な手数が必要でございます。まして、そこで最近事務費の増額をほかりましてそれに努めておるような状況でございます。御指摘のようになかなかむずかしい状態でございまして、必ずしもいい成績でございまして、ども、しかしいろいろ工夫をこらしまして、あるいは大学に十分協力をしてもらおうとか、あるいは地方の教育委員会に置いております支部に働いてもらおうとかいふふうにして、少しづつは改善をしておるといふ状況でございます。なお今後返還の促進等につきましては十分検討をいたしたいと思ひます。

○**高村委員** こういうことをなぜ私がお尋ね申し上げるかという、今年進学保障制度というものを設けた際に、貸付の額と、給付ではございせんが将来免除する額というものがあるわけでございます。特にこうしたいと思ひ切つた政策をとつた際に、貸付額のパーセンテージが非常に多いということであ

ると、今後回収等が困難で免除というものがなかなか得られない。ある一定の貸付を返した際に条件が成就して免除になるような規定になっておると思ひますが、そういうことがいつまでも免除できないということで、借りた者が卒業した際に非常に負担を感じる、精神的な圧迫を感じる、こういうことがありはしないかということをお聞きするわけですが、これに対してはどういうふうなお考えでございましょうか。

○**緒方政府委員** ただいま御指摘になりましたように、このたびの新しい制度でございますけれども、それに対して三千円を貸そう、しかし三千円そのまゝを返させよということになりますと非常に返還に負担を感じるものが大きくなりまして、一般の奨学生並みの金額、つまり千円を返せばあと二千円は返還を免除する、こういう制度にいたしております。これはただいま申し上げた通りであります。しかしその千円を返すにしましても、先ほど申し上げましたような実績であるので、非常に困難じゃないかという御指摘でございますが、何しろ先ほど申し上げましたように現在の実績と申しますのは、まだ貸付を受けました者の何人も期限に達しておる状況でございせん。二十年たつての現況でございせんので、的確にはその点を申しかねます。二十年たちましたら相当返還が上つてくるかも知れぬと思ひますけれども、その点は今後の努力に待つほかはないと思ひます。ただ今度の特別貸付奨学金としての対象は、特に優秀な者を選んで貸し付けたいと思ひます。それ

は、おそろしい社会的な地位も得られることだと思ひますし、また人物として優秀な人でございまして、二十年間の期限内におそらく返還をすようになつてくるのじゃないか、こういうふうな期待をいたしております。しかしながら、もしその返還が滞る、二十年間におよばないというこゝとになりますと、その人は非常に大きな債務を負うことになると思います。これは一つその返還については最初から特別の指導を加えていきたい、かように考えております。

○**高村委員** あとに質問される方が、時間の関係でだいたい急いでおられますから、途中で打ち切りますが、私はどうも日本の最高の教育を受けたというか、そういう方が学校を出て社会に出た際に、法律でございましておる義務を行わなくてもいいんだといったような風潮が出るということは、道義的に見て非常に残念だと思ひます。しかしそれに対しては、やはり国の施策としてもそういうことができないような施策をしてやる必要がある。そういう意味で、この返還を確保する上において、政府としてもあるいは育英会としても何らかの確かな考え方というか工夫というか、そういうものをぜひやっていただきたいと思ひます。

最後に一つ私がお伺ひしたいのは、今回の特別保障制度を確立するに当たつて、特に優秀な素質、能力を有する者、また経済的な理由によつて著しく修学困難だ、こういう標準に基いて選抜されるのですが、その選抜される方法というものをもし誤れば、これは非常に物議をかもすと思ひます。それらについてどういう用意がござい

あるか、この点について一言伺つてみたいと存じます。

○**緒方政府委員** この選考につきましては、その実施は日本育英会をして行わしめるといふことに相なりますが、その基準、方法については文部大臣がこれを定める方で認定する、かように考えておるわけでありまして、従いまして文部省令にその詳細を規定いたしましたと思つておりますが、その一つの成績優秀という点でございまして、これについては、まず方法としましては、育英会の支部が各都道府県にございすから、その支部に対して中学校長から推薦状を出させて推薦させる。その内容としては、学業の成績はもちろんでありますけれども、その人物あるいは健康、将来大成を期し得る人物であるかどうかという総合的な判定を加えた推薦をさせ、それを一応地方の支部で書面で選考いたした上、育英会の本部にこれを報告せましまして、そうして育英会で全般的な統一した試験を行ひ、その試験によつて成績の優秀性をためまして、それによつて成績のいい者を選んでいきたい、かように考えております。それから経済条件でございしますけれども、これはなかなかむずかしい問題でございまして、形式的に何か線を一本引くということにむずかしいと思ひます。現在の一般の奨学生も、経済的な条件が悪い者が出願をしないで、悪い者から採用いたしておるわけでございますけれども、今度の制度の趣旨は、現在の育英制度でも救えないような、具体的に申しますと、千円の貸付を受けるだけでは進学を断念してしまわなければならぬという者を取り上げていきたいということでございます。

ますので、今まで出願をいたした一般奨学生の例等を十分勘案いたしまして、なおそれよりも経済条件の悪いというものをいろいろ具体的な事例をあげまして、特別奨学生として取り上げるにふさわしい条件の者を相対的に比較して取り上げてみたい、かような方法をとるほかに存じます。これも今申しましたように、地方の支部、育英会本部において十分比較検討いたしましてこれを選考していく。

それからもう一つ申し落しましたけれども、一番重要な問題としては、従来一般の奨学生は、学校に入りましてあとで選考したけれども、これは進学の保障という趣旨でありますから、高等学校にいく者でありますならば、中学校の最終学年の最終の段階で選考して、そうして高等学校に入ったという予約をしていこう、こういうふうに考えております。これらのことを文部大臣の定める方法として規定をしたいと思ひます。

○**山下委員長** 本案に対する質疑は後日続行することといたします。

○**山下委員長** それでは関係政府委員の出席がございまして、先ほどに引き続きまして文教行政に関する質疑に入ります。質疑の通告がございましてこれを許します。河野正君。

○**河野(正)委員** 御承知のように、来る五月二十四日からアジア二十カ国の約二千名に及びます選手が参加いたしました。六月一日までアジア競技大会が開催せられることになっておるの

は、スポーツを通じてアジア地域の国
友好関係を強化増大せしめていこうと
いう点にあることは論を待たないこと
であります。しかし、また一方におきま
しては、日本がこの一つの機会を通じ
て、アジア諸国に対するあらゆる考え
方というものを、それぞれアジア諸国
に認識してもらおう絶好の機会である
ということも忘れてはならぬ点である
というふうに考えます。そこでこの際、
日本がアジア競技大会を主催するに
当たってどのような心がまえでおられ
るのか、こういう点についてまず一つ文
部当局から承わっておきたいと思いま
す。

○白井政府委員 このアジア大会が行
われずとも、やはり世界オリンピック
大会の開催と趣旨は同様でございます
して、ただいまお話のように、国際間
の親善をスポーツを通じてはかり、ま
た国際間の理解を深める、そういうと
ころに一番大きな目標があると考える
のでございまして、この点は、国内に
おきましてスポーツが奨励され、また
国民体育大会が催されますのも、国内
における国民相互のスポーツを通じて
の理解、さらにまた健全な精神と身体
を作り出す、こういうところに目標が
あるものでございます。オリンピック大
会が開かれますのも、いろいろ過去に
おけるところの歴史的経緯もござい
ますが、やはりおなじ目標、目的とい
うものはそこにあるものである、かよ
うに考えておる次第であります。

○河野(正)委員 たいだいま当局からの
御答弁をいただきましたが、私が冒頭
に御指摘申し上げましたように、やは
り本大会というものは、アジア地域の
国々がお互いにスポーツを通じて友
愛、親善の実を深めていくということ
に根本的な考え方があるということ
は、これは否定することのできない事
実であるかと私も考えております。と
ころが、そういってお互いの友愛、親
善の実を深めていくということは、言
葉を返せば基本的にやはり平和のため
の行事であるというふうな考えなけれ
ばならぬと思っておりますが、その
点についてはいかがでございますか。

○白井政府委員 たいだいま河野委員の
お話の通り、お互いに民族間、国民間
の理解を深め、親善を進めて、そうし
て平和のためにも寄与しようというこ
とが大きな目的であるということをお
われも信じております。

○河野(正)委員 たいだいま御答弁をい
ただきました。やはり、本大会とい
うものは基本的に平和的な行事であ
るということにつきましてはまあ異論
ないようございまして、ところが承わ
るところによりまして、一昨々日の開
議におきまして、このアジア競技会と
いう平和の行事に対して、自衛隊
がトーチ、炬火と申しますか、こうい
たものの輸送その他で協力するとい
う方針が確認されたというふうにお承わ
っております。ところが、私
が冒頭に御指摘申し上げましたよう
に、この行事というものはどこまでも
平和的な行事でなければならぬ、し
かも今日のアジア諸国というものは、
ややおなじ目標と、日本の自衛隊、
あるいは日本の今日の再軍備政策とい
うものが、かつての侵略政策に移行す
るのではないかとというふうな一つの疑
惑と申しますか、懐疑と申しますか、
そういう眼で見守っておる、私はこ
ういう現実にはやはり見のがしては相
らぬと考えます。そういう現実段階に
おきまして、もし自衛隊の協力という
ものが、たいだいま申し上げましたよう
なアジア諸国の懐疑心と申しますか、
杞憂と申しますか、そういうところ
にいろいろと誤解を生ぜしめるとい
うようなそれが、こういってせつかく
の協力であると思えますけれども、そ
の協力によつてそういう誤解が生ぜ
しめられるおそれがあるのではない
か、ということをおもひもきわめて大
きく心配したのであります。そこでこ
の点に對しまして一つ御所信を承わ
っておきたいと思ひますし、なおまたこ
の点につきましては、せつかく御協力
するということでございますから、防
衛庁当局の御所信もあわせてお伺い
たいと思ひます。

○白井政府委員 たいだいま、アジア大
会の聖火リレーに自衛隊機を使用する
のはどうか、こういう御質問ござい
ましたが、この第一は、民間の旅客機
には火を持ち込むことができないとい
うことになっておりますので、そこに
民間旅客機を使うことの第一の難点が
ございまして、
さらにまたオリンピック大会の従来
の例を見ましても、旅客機により、す
なわち民間機によつて火の持ち込みが
同様にできないために、たとえば一九四
八年のロンドン・オリンピック大会で
は、英軍機がやはり聖火リレーの役目
を果しております。また一九五二年の
メルボルンにおけるオリンピック大会
におきましても、濠州の空軍飛行機が
やはり同様の聖火のリレーをいたして
おります。
また第三番目の理由といたしまして

も、このアジア・オリンピック大会
は、アジアの二十カ国が参加をいたし
まして行方国家的な行事とも言えるの
でありまして、従つて国もこれに六千
万の予算を支出いたしました、できる
だけ支援、協力いたしまして、円滑な
運営ができるようにいたしておりま
すので、この意味で、聖火のリレーに
おきましても、國の機関である自衛隊機
を使用してこれに協力をいたしたい、
かように考えておるのであります。
なお何か自衛隊機——これは防衛庁
の方からお答えるのが適當かと思
ひますが、私どももいたしまして、自
衛隊というものは、その字の示す通り自
衛隊でございます、自衛のための部
隊、団体でありまして、平和を守るた
めの自衛隊であります。従つてこれを平
和のために利用するということとは、む
しろ非常にけつこうなことではない
か、かように考えるのでございませ
ん、むしろ平和のためにこういう国際
的な行事に自衛隊が協力するといふこ
とが、各国間にもしかりに多少でも誤
解がありとするならば、決して妙な野
望を持つている部隊ではない、こうい
うことの証明にもなるかと思ひまし
て、私どももこの点についてはむしろ
協力することが望ましい、かように考
えておるのであります。

○小山(長)政府委員 自衛隊機を今度
の聖火リレーに使用することは閣議で
きまつたのであります。これは文部
省の要請により、また政府として、ア
ジア大会を円滑に終らせるためとい
うのがその主たる目的であります。自衛
隊の飛行機が参つて非常に物騒なよう
にお感じであります。たとえば困難
に親善のために軍艦を派遣するといふよ
うなこともあるものであります。軍艦
が参りましたから物騒だといふことが
ないと同じように、飛行機が参りまし
ても、別に武装しているわけでもあり
ませんし、その点については、かえつ
て、文部政務次官から申されましたよ
うに、むしろ国際親善を増進するもの
というふうな考えをおるわけであり

いつても運営上非常に便利である、か
ように考えております。
それから第五には、この自衛隊機
は、先ほども申しました通り平和のた
めにもできるだけ利用する、ことに災
害の救援事業とか、人命救助とか、血
清の輸送とか、急患輸送等を初め、各
地で行われます博覧会等の催しにつ
きましても、これは協力をいたしてお
るのであります。
さらに聖火のリレーに使用したそう
という計画の自衛隊のP2Vという飛
行機は聞くところによると、飛行距
離、また安全性におきましては、日本
の飛行機のうちでは最優秀である、こ
ういふ点からいたしまして、この機
を使いまして安全に一つリレーしてい
ただきたい。
以上大体の理由を申し上げまして、
本大会のために一役を果していただき
たい、かように考えておる次第であり
ます。

ます。

○河野(正)委員 たいだいま当局側からそれそれ御答弁がございましたが、その点に対しては、私も根本的に考え方を異にいたしております。ことに過去の歴史をながめてみても、かつて英軍機あるいはまた蘇州機がそれぞれ炬火を運んだというふうな話もございませぬけれども、しかしながら日本の今日置かれております立場というものは、そういう英軍機あるいは蘇州機が運んで参っております場合と、今日の日本の情勢というものは、ことにアジアにおける情勢というものは、はなはだしく情勢を異にいたしております。そういう中でそういうことを行われることがきわめて適切であるかどうかというふうな点について、私も異論を持つておるわけでございませぬが、この点はまことに残念でございませぬが、根本的に考え方を異にいたしておりますというふうな指摘をしなければならぬと思つてございませぬ。

それからもう一点お尋ねしておきたいと思つてますが、それは自衛隊の優秀な一千名の隊員を動員して、そしてそれぞれ警備その他の行事に参加せしめるといふようなお話もございませぬが、その点はいかがでございませぬか。

○白井政府委員 別にそういう計画は今のところ私の方で承知いたしておりませぬけれども、何か他の点からの誤報か何かではないかと思つてますが、いかがでございませぬか。

○河野(正)委員 それでは今度自衛隊がアジア競技大会に直接協力されるのは、いわゆるマニラから炬火を日本の国内に持ち運ぶ、このこと一点でございませぬか、一つこの点大臣あるいは防

衛庁から御答弁願いたい。

○門叶政府委員 御答弁申し上げます。たいだいまお話がございました警備要員の御要請もかつてはあったわけでございます。各国の例に徴しますと、こういう大会におきましては、大体軍隊が警備要員として出るというふうなお話から、そういうふうなお話もございませぬが、防衛庁といたしましては、防衛庁の権限の範囲におきましては、得る限りの御援助を、文部省の御要請に基きましてやりたいということ、その範囲で御相談申し上げておる次第でございます。お尋ねのP2Vのほかに、アジア・オリンピックの憲章でございませぬかと申すか、これを打つという話もございませぬ。この点につきましては、若干検討いたしました。その御要請にこたえたいと思つておる次第であります。なお、たとえは開閉式式式式に進に防衛隊がプラカードなどを持つて行くというふうなお話合ひもございませぬ。また音楽隊が防衛隊の他と一緒に出てくれというふうなお話合ひ、その他二、三ございませぬ。これらはいずれも今申し上げました範囲内におきましてお引き受けたいと思つておる次第であります。

○佐藤(觀)委員 ちよつと関連して質問するのですが、ほんとうは津島防衛庁長官に承知してもらわなければならませぬが、承知されませぬが、ちよつとお尋ねいたします。今河野委員からいろいろ発言のある中で、どうも私たちが感ずるの、津島防衛庁長官が防衛庁の長官であると同時に、たしかオリンピックの委員長をやっておられると思うのですが、そういう兼任でおやりになつて

いるのかどうかという疑問があるのですが、こういう点について防衛庁はどうか、どういふ点について防衛庁はどうか、これは津島防衛庁長官から聞きたいのですが、きょう出席がないので、その点のことをはっきり聞かせていただきたいと思つてます。

○小山(忠)政府委員 これはたまたま防衛庁長官がそういう地位にあるというだけのことでありまして、各国の事例、それから国の機関として協力するものとするれば、自衛隊が最も適當であるというふうな考え方から、文部省より話がありまして、われわれの方でも権限の範囲内においてやれることだけのことになつたのであります。すべて先例によるところであります。

○河野(正)委員 たいだいまいろいろ御答弁があつたわけでございませぬが、いづれにいたしましても自衛隊の飛行機がマニラに参りまして、このトーチを運ぶという点につきましては否定がございませぬか。

そこでお尋ねを申し上げたいと思つてございませぬが、御承知のように自衛隊法によりまして、いろいろの自衛隊の任務が明白に規定されておる。少くとも外国に飛行機が飛んで参るわけにございませぬから、やはり自衛隊法に定められた一つの任務に基いてその行動が展開されると思つてございませぬ。しからば一体どういふ任務に基いてそういう行動が行われるのか、そういう一つの根拠をお尋ねいたしたいと思つてます。

○門叶政府委員 今お話のP2Vがマニラに参りますことは、P2Vは御承知の通り相当足の長い哨戒機でござい

ます。始終日本の近海その他を訓練のために飛んでおるわけでございませぬ。今回その訓練を兼ねましてマニラまで参る、あわせて今度の役割を果したいというふうな考慮をしております。申し上げるまでもなく防衛庁といたしましては、その所掌事務の教育訓練に必要な行為をなすようにしていきたいと思つております。

○河野(正)委員 訓練のためというお話でございませぬけれども、御承知のように自衛隊法の雑則の百条の中に、訓練の目的で使用される場合のことが明白に規定されております。それは主として原則的には災害等の場合に、それその要請があつて行動を起すというふうなことが、私は訓練の目的云々の条項ではなからうかというふうな判断をいたしておるものでございませぬ。ところが今度の場合は、少くとも外国に飛んでいく場合でございませぬから、やはり原則的な一つの法的根拠に基いて行動をされるということが、国内の問題ではございませぬ、外国でございませぬから、当然私は原則的な、法の示すところの根拠に基いて行動せられることが最も正しいというふうな思つてございませぬし、なおまたこの点につきましては、一つ文部省の方から、それそれ自衛隊の方にも御要請があつたと思つてございませぬ、その方につきましては、文部大臣からも率直なる御意見を承わつておきたいと思つてます。

○松永国務大臣 河野委員の御指摘になりました点につきましては、私も承知いたしてございませぬが、私ども承知いたしてございませぬ、先にお尋ねいたしますけれども、まだよく承知いたしてございませぬ。

○河野(正)委員 たいだいま大臣の御答弁を承わつて参りますと、いろいろのお考え方は私も了解いたすこと

ちアジア・オリンピック大会を開催するための行事でございませぬ。従つてアジアの民族が非常に友好と親善を増長せしめるに好ましいことだと思つておる。これがほんとうに私しみじみ考へることは、紀元二千六百年の記念事業として、さきに国際オリンピックを東京に招致するように、大体——大体どろじやない、全部ございませぬが、その横やりによつてどうとうめちやめちやになつて実現することができなかつた。もしあれができておれば、各国がほんとうに親善を増長して、あつた不祥な戦争なんかは、日本が参加しなかつてもよかつたのじやないかという工合にすら考へておる。従つて今度のアジア大会では、これはもうほんとうにアジア民族の平和を基調とする親善の向上に非常に役立つものだと思つてございませぬ、そこで防衛長官に頼みまして、それでとりあえず、ちよつと鹿島島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるから、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひそつうしてもらいたいという軽い気持ちで、平和の親善の向上に非常に役立つことだと思つてお願いをした、そのほかは私はお願ひはしてございませぬ。ですから、大体飛行機でその炬火を持って来てくれる、こういうところまで、私は承知しておりますけれども、それから先のことはお願ひもいたしません。

○河野(正)委員 たいだいま大臣の御答弁を承わつて参りますと、いろいろのお考え方は私も了解いたすこと

ちよつと鹿島島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるから、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひそつうしてもらいたいという軽い気持ちで、平和の親善の向上に非常に役立つことだと思つてお願いをした、そのほかは私はお願ひはしてございませぬ。ですから、大体飛行機でその炬火を持って来てくれる、こういうところまで、私は承知しておりますけれども、それから先のことはお願ひもいたしません。

○河野(正)委員 たいだいま大臣の御答弁を承わつて参りますと、いろいろのお考え方は私も了解いたすこと

ちよつと鹿島島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるから、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひそつうしてもらいたいという軽い気持ちで、平和の親善の向上に非常に役立つことだと思つてお願いをした、そのほかは私はお願ひはしてございませぬ。ですから、大体飛行機でその炬火を持って来てくれる、こういうところまで、私は承知しておりますけれども、それから先のことはお願ひもいたしません。

○河野(正)委員 たいだいま大臣の御答弁を承わつて参りますと、いろいろのお考え方は私も了解いたすこと

ちよつと鹿島島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるから、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひそつうしてもらいたいという軽い気持ちで、平和の親善の向上に非常に役立つことだと思つてお願いをした、そのほかは私はお願ひはしてございませぬ。ですから、大体飛行機でその炬火を持って来てくれる、こういうところまで、私は承知しておりますけれども、それから先のことはお願ひもいたしません。

ちよつと鹿島島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるから、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひそつうしてもらいたいという軽い気持ちで、平和の親善の向上に非常に役立つことだと思つてお願いをした、そのほかは私はお願ひはしてございませぬ。ですから、大体飛行機でその炬火を持って来てくれる、こういうところまで、私は承知しておりますけれども、それから先のことはお願ひもいたしません。

にやぶさかではございませんけれども、しかしながら、日本の今日アジアにおきまされる立場というものは、きわめて微妙な点があるのではないかと、うふうに私は判断をいたすわけでございます。なるほどアジア競技大会が今度日本で行われますこともきわめて私にはけっこうなことだと思ひます。しかしながら、せつかくけつこうな行事で、しかも平和的な行事で、この際この機会を通じて、日本が平和を愛好する国民であるということのアジアの諸国民に示す最もいい機会であるというふうにも考えておるわけでございませぬけれども、そういった考え方もかかわらず、一方におきましてはこの自衛隊の飛行機が参加をするというふうなことで、いろいろ日本の考えておりまする考え方に誤解を生ぜしめるというふうになりまされるならば、私はアジア競技大会を開催するということ、が、日本のためには、あるいはかえつてマイナスになるのではなからうかと、いうふうな心配もいたすわけでございませぬ。そういった意味でお尋ねをいたしたのでございませぬが、先ほどから、防衛庁もあるいは文部大臣も非常に軽い気持ちで、というふうなことでございませぬ。しかしながら事が国際的な関係を保持しておりますから、私はやはりこういった問題につきましては、明らかに法的な根拠に基づいて行動されなければ、政府はしつちゅう法の慣例というふうなことを強調されておりますが、そういった岸総理等の御趣旨とも相反するのではなからうかというふうな心配をいたすわけでございませぬ。なおまた私どもが心配いたしますのは、自衛隊が行動をいたしまする場

合、自衛隊法の第七十六条に明らかに明記をされておりますが、その七十六条の防衛出動が主として問題になるわけでございませぬ。もちろんさつき私が御指摘申し上げましたように、優秀な一千名の隊員が国内の警戒その他で動員されるということになりませぬならば、そのほか七十八条の命令による治安出動、あるいはまた八十一条の要請による治安出動というふうなことも当然問題になってくると思ひますけれども、その点は先ほど御否定になっておりますので、問題は七十六条の防衛出動ということに相なって参ると思ひますが、その点との関連をどのようにお考えになっておられますか、事国際的な問題でございませぬので、この点も一つ明確に御答弁を願つておきたいと思ひます。

小山(長)政府委員 これはそんな大げさなものではないのでありまして、自衛隊は命令によるあるいは法律上の出動とか、そういうものがあります。訓練というのがあるものでありませぬ。自衛隊を置く以上は始終訓練をいたしております。ことにP2Vは海洋訓練をやりますが、特に航法訓練というものをやる。ラジオの電波も何も通つておられます。ラジオの電波も何も通つておられます。あるいは無線機を使って方位を観測しながらやる訓練、これはP2Vの最も大きな訓練の目的なのです。その訓練はたとえ海を飛ぶことによつて非常に有効に実施できますので、始終公海上の上を訓練をいたしております。その訓練の一環としてやることは自衛隊として一向差しかえありませんので、フィリピン当局が国内に入ること

を許してくれるならば、国際親善にも役立つことであるから、訓練をかねてこれを実施したい、こういうことなのであります。

河野(正)委員 ただいま訓練であるので差しかえないということございませぬけれども、そういったようにのごとくを訓練に便乗して行動するということになりませぬならば、私は何も自衛隊法でいろいろ出動の行動を明記して厳格に制約をする必要はないと思ひます。そういったような訓練に便乗していろいろ程度を越した行動をするおそれがあるので、私は明らかに法文には明記されておるといふふうな判断をいたすので、そういった点を御指摘を申し上げておるのであります。ところがそういった点をことごとく訓練だ訓練だということになりませぬならば、私は岸総理のいわゆる法の慣例もへつたくれもあつたものではないというふうなふうに思つておられますが、その点は文部大臣、いかがでございませぬか。

松永國務大臣 これは防衛当局からお聞きを願つねといふと、私どもの方では防衛庁のこまかな法律なんかは承知いたしております。ただ今防衛庁の政務次官の申し述べることで私は尽きておる。私はその方面の法律まで研究いたしております。防衛庁の政務次官の御主張を援用するほかはないと思つておられます。

河野(正)委員 実は大に御伺ひいたしましたのは、やはりそういったことと法の悪用、便乗と申しますか、そういったことをやられますと、今日の自衛党内閣の方針にも反するわけですから、しつちゅう岸総理は口を開けば法の慣例の履行ということをお口すっぱく強調されておられます。ところがそういったことと相反しますので、実はそういった点に對しまする御所見を承わりましたか。それによつて残念といわざるを得ないのでございませぬ。

それからこれは大臣も御承知だと思ひますけれども、今度の項目の中では神奈川県でライフル銃の射撃競技が行われることになっております。この射撃競技が行われるわけでございませぬが、この点いろいろ危険その他万全を期し得られるというふうな考へておられるのか、この点も一つ、これは文部当局から明らかにしておいていただきたいと思ひます。

福田政府委員 ただいまの御質問でございませぬが、もちろんアジア大会の各競技種目につきましてもいろいろございませぬが、射撃等につきましては特にそういった危険の場合も予想せられませぬので、そういった点については万全の措置をするように、アジア大会組織委員会等においても研究工夫をいたしております。

河野(正)委員 そういった点もあつて、実は私も先ほど申し上げましたように、一千名の自衛隊の隊員を動員して、そういった危険防止その他に当らしめられるということじやなからうかというふうな考へておつたわけでございませぬけれども、その点は具体的に御説明もなかつたし、なおまた一千名の自衛隊員を動員するということにつきましましては、自衛隊当局が御承認になつておられますから、それ以上追及いたしませんけれども、しかしながら時間もありませぬから、最終的に申し上げたいと思ひますのは、ただいまいろいろ私が御指摘申し上げましたこと

は、冒頭にも申し上げましたように、われわれが今回のアジア競技大会を通じて日本がアジア各国との友好親善の實をせびとも上げていかなければならぬ、それがこのアジア競技大会に課せられた日本の一番大きな使命であるというふうには私は考へるわけでございませぬ。ところが一方、先ほど私がいろいろ御指摘申し上げましたように、法的にも、あるいはまた今日日本のアジアにおける立場からなごめて参りましても、いろいろアジア諸国が、あるいは日本の行動、態度に對して疑問を持つおそれがあるのではなからうかという点も多々あるでございませぬ。これが私も指摘しております以上は、あるというところは、これは全面的に御否定はできぬと思ひます。そこでこの点は一つ明らかにしていただきたいと思ひます。それが、それはさつきも大臣から御答弁がございましたように、マニラから日本にトーチ、炬火を持ち込んで参る以外には、何ら具体的な話し合いらしいものはやつておられぬというふうな話もございませぬ。そこで先ほど私が御指摘申し上げましたようないろいろなこと、を十分尊重をして、今後万全を期し、さらにアジア競技大会に課せられました最大の成果を上げていただくことを心から祈念をいたすものでございませぬ。時間もございませぬので、そういう点に對しまする大臣の總括的な御所見を伺つておきたいと思ひます。

松永國務大臣 御指摘になりましたように、もともとアジア大会が、先ほど来申し上げる通り、アジア各国の親善を増長するということがねらいどころでありまして、その目的に反するよ

うな行動は一切懐しまなければならぬ。従って法律に準拠してすべての行動をやらなければならぬことは当然であります。仰せになりましたような点等については、私は所管じゃありませんけれども、それぞれの所管で十分研究の上、その大目的に反しないような行動をとるといふことはもちろんのことだと存じます。私どももまたそういう趣旨に従って行動するつもりでございます。

○佐藤(觀)委員 関連して小山政務次官にお尋ねいたしますが、先ほど先例があるというお話があったのですが、オリンピックには防衛庁の飛行機を貸すという問題、それから練習というような問題、こういうような問題は、今まであまり問題になっていないのですけれども、そういうことはちよいぢいぢいやっていますか。これは初めてのケースだと思っておりますが、そういう例があるのですか。

○小山(長)政府委員 私が先例と申しましたのは、オリンピック大会には各国ともその国の軍用機を使っている、こういう意味の先例ということなんです。従って防衛庁における先例という意味ではございません。それは御了承願います。

○山下委員長 本日はこの程度といたしまして、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局